

交通バリアフリー基本構想に基づく道路特定事業計画と整備状況

地区名：西九条地区

令和6年3月末現在

主要な経路 路線名	事 業 内 容 : 歩道の段差解消・勾配修正、 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設 など 事業予定期間: 平成22年までに完了			備 考 (※3)
	主要な 経路長 (km)	整備済 延長 (※1) (km)	整備率 (※2) (%)	
1 玉造西九条線	0.21	0.15	71%	
2 福島桜島線	0.11	0.00	0%	
3 逆川橋筋第1号線(北側)	0.17	0.17	100%	
4 逆川橋筋第1号線(南側)	0.24	0.24	100%	
5 逆川西岸線	0.11	0.00	0%	
6 西九条方面第25号線	0.08	0.08	100%	
7 西九条方面第18号線	0.11	0.11	100%	
合計	1.03	0.75	73%	

※1 「整備済延長」とは、視覚障がい者誘導用ブロックの設置延長としている。

※2 「整備率」とは、「主要な経路長」に対する「整備済延長」の割合を示したものである。

※3 都市計画道路については、歩道設置・歩道拡幅は都市計画道路整備にあわせて実施（整備時期は未定）する。

また、直轄国道については国土交通省管理であるため、国土交通省による事業実施となる。

○ 昨年度から変更した内容は**赤字**で記載しています。